

再生可能エネルギー電気卸供給約款変更届出書

2020年3月17日

北陸電力株式会社

再生可能エネルギー電気卸供給約款変更届出書

送 サ 第 10 号
2020 年 3 月 17 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

(ふりがな) とやまし うしじままち じゅうごばん いちごう
届出者 住 所 (〒930-8686)
富山市牛島町 15 番 1 号

(ふりがな) ほくりくでんりよくかぶしきがいしゃ
だいひょうとりしまりやくしゃちょう
しゃちょうしつこうやくいん
かない ゆたか

氏 名 北陸電力株式会社

代表取締役社長 金 井 豊
社長執行役員

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条
第 1 項の規定により、次のとおり再生可能エネルギー電気卸供給約款を変更し
たいので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙 再生可能エネルギー電気卸供給約款のとおり であります。
実 施 期 日	2020 年 4 月 1 日

別紙

再生可能エネルギー電気卸供給約款

2020年4月1日実施

北陸電力送配電株式会社

再生可能エネルギー電気卸供給約款

目 次

I	総 則	1
1	適用	1
2	再生可能エネルギー電気卸供給約款の届出および変更	1
3	定義	2
4	再生可能エネルギー電気卸供給に関する取扱い	3
5	単位および端数処理	3
6	実施細目	4
II	契約の申込み	5
7	契約の要件	5
8	契約の申込み	5
9	契約の成立および契約期間	6
10	再生可能エネルギー電気卸供給の開始	6
11	契約の単位	6
12	承諾の限界	7
13	契約書の作成	7
III	料 金	8
14	料金	8
IV	料金の算定および支払い	9
15	料金の適用開始の時期	9
16	料金の算定期間	9
17	再生可能エネルギー電気卸供給電力量の算定	9
18	料金の算定	10
19	支払義務の発生および支払期日	10
20	料金その他の支払方法	11
21	保証金	12

V	供	給		13
2 2	再生可能エネルギー電気卸供給の実施		13	
2 3	再生可能エネルギー電気卸供給の制限または中止		13	
2 4	再生可能エネルギー電気卸供給の停止		13	
2 5	再生可能エネルギー電気卸供給の停止の解除		14	
2 6	違約金		14	
2 7	損害賠償の免責		14	
VI	契約の変更および終了		15	
2 8	契約の変更		15	
2 9	名義の変更		15	
3 0	契約の廃止		15	
3 1	解約等		15	
3 2	契約消滅後の債権債務関係		16	
	附	則		17

I 総 則

1 適用

当社が、契約者に対し、小売電気事業の用に供するための再生可能エネルギー電気卸供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、この再生可能エネルギー電気卸供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお、この約款において再生可能エネルギー電気卸供給とは、次の再生可能エネルギー電気特定卸供給および再生可能エネルギー電気任意卸供給をいいます。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給

契約者が発電者を特定した卸供給を希望される場合に、当社が維持および運用する供給設備（離島供給の用に供する供給設備を除きます。）を介して、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第17条第1項第2号に定める方法により、当社との再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）にもとづき調達を行なう再生可能エネルギー電気を契約者に供給することをいいます。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給

非常変災等の理由によって、当社が、電気事業法施行規則第1条第2項第6号に規定するスポット市場を利用できない場合で、かつ、契約者が発電者を特定しない卸供給を希望されるときに、当社が維持および運用する供給設備（離島供給の用に供する供給設備を除きます。）を介して、再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項第2号に定める方法により、当社との特定契約にもとづき調達を行なう再生可能エネルギー電気を契約者に供給することをいいます。

2 再生可能エネルギー電気卸供給約款の届出および変更

- (1) この約款は、再生可能エネルギー特別措置法第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合には、料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の再生可能エネルギー電気卸供給約款によります。

3 定義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契約者

この約款にもとづいて当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する者をいいます。

(2) 発電者

当社と特定契約を締結する者をいいます。

(3) 発電契約者

当社の託送供給等約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

(4) 発電量調整供給

当社の託送供給等約款にもとづき、当社が発電契約者から、当社が行なう託送供給に係る小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、発電契約者に、発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

(5) 発電量調整受電電力量

当社の託送供給等約款にもとづき、発電場所において、当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の量をいいます。

(6) 発電場所

発電者が、当社との特定契約にもとづき再生可能エネルギー電気を発電する場所をいいます。

(7) 卸供給地点

再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合は、当社が、再生可能エネルギー電気卸供給に係る電気を契約者に供給する地点で、当社が、契約者が特定する発電者に係る発電場所において発電者から当社との特定契約にもとづき再生可能エネルギー電気を受電する地点をいいます。

再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合は、当社が、再生可能エネルギー電気卸供給に係る電気を契約者に供給する地点をいい、契約者が、当社と当社の託送供給等約款にもとづき締結する接続供給契約の受電地点と同じ地点とみなすものといたします。

(8) 再生可能エネルギー電気卸供給電力

再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合で、卸供給地点において、当社が契約者に供給する再生可能エネルギー電気卸供給に係る電気の最大電力をいいます。

(9) 再生可能エネルギー電気卸供給電力量

卸供給地点において、当社が契約者に供給する再生可能エネルギー電気卸供給に係る電気の電力量をいいます。

(10) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(11) 祝日等

日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

4 再生可能エネルギー電気卸供給に関する取扱い

当社は、とくに必要となる場合を除き、当社の専用窓口を通じて、この約款の実施取扱いをいたします。この場合、当社は、再生可能エネルギー電気卸供給の申込みおよび実施に際して得た情報については、再生可能エネルギー電気卸供給または当社の託送供給等約款にもとづく託送供給もしくは電力量調整供給を実施する目的以外に使用いたしません。

5 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 再生可能エネルギー電気卸供給電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 再生可能エネルギー電気卸供給電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合で、低圧で卸供給するときの30分ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量の単位は、最小位までといたします。

(3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

6 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、そのつど契約者と当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

7 契約の要件

契約者が再生可能エネルギー電気卸供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給契約を希望される場合

- イ 当社が契約者に行なう再生可能エネルギー電気特定卸供給について、契約者が特定する発電者が承諾すること。
- ロ 契約者が、当社と当社の託送供給等約款にもとづき、発電量調整供給契約を締結すること。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給契約を希望される場合

- イ 契約者が、当社と当社の託送供給等約款にもとづき接続供給契約を締結すること。
- ロ 契約者が希望する再生可能エネルギー電気卸供給電力が、原則として、契約者が、当社と当社の託送供給等約款にもとづき締結する接続供給契約の年間計画における接続対象電力の最大値をこえないこと。

8 契約の申込み

契約者が新たに再生可能エネルギー電気卸供給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合

- イ 契約者の名称
- ロ 再生可能エネルギー電気卸供給の開始希望日
- ハ 再生可能エネルギー電気の調達を希望する発電者の名称、発電場所および卸供給地点
- ニ 7（契約の要件）(1)イに定める要件を満たすことを証明する文書
- ホ 連絡体制

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合

- イ 契約者の名称
- ロ 希望される再生可能エネルギー電気卸供給電力

ハ 再生可能エネルギー電気卸供給の開始希望日

ニ 連絡体制

9 契約の成立および契約期間

(1) 再生可能エネルギー電気卸供給契約は、再生可能エネルギー電気卸供給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、再生可能エネルギー電気卸供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって再生可能エネルギー電気卸供給契約の消滅または変更がない場合は、再生可能エネルギー電気卸供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合は、契約者が特定する発電者と当社との特定契約の調達期間をこえないものといたします。

10 再生可能エネルギー電気卸供給の開始

(1) 当社は、再生可能エネルギー電気卸供給契約の申込みを承諾したときには、契約者と協議のうえ再生可能エネルギー電気卸供給の開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに再生可能エネルギー電気卸供給を開始いたします。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉、発電者との特定契約の締結等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた再生可能エネルギー電気卸供給の開始日に再生可能エネルギー電気卸供給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由を契約者にお知らせし、あらためて契約者と協議のうえ、再生可能エネルギー電気卸供給の開始日を定めて再生可能エネルギー電気卸供給を開始いたします。

11 契約の単位

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合

当社は、あらかじめ定めた発電場所および卸供給地点について、1再生可能エネルギー電気卸供給契約を結びます。この場合、それぞれの発電場所および卸供給地点は1再生可能エネルギー電気卸供給契約および1発電量調整供給契約に属

するものとし、また、当社は、1 契約者に対して1 再生可能エネルギー電気卸供給契約を結びます。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合

当社は、1 契約者に対して1 再生可能エネルギー電気卸供給契約を結びます。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む当社の託送供給等約款にもとづく接続供給契約または発電量調整供給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、再生可能エネルギー電気卸供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由を契約者にお知らせいたします。

13 契約書の作成

当社は、契約者との間で、原則として再生可能エネルギー電気卸供給の開始前に、再生可能エネルギー電気卸供給に関する必要な事項について、契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。

Ⅲ 料 金

14 料金

料金は、以下のとおりといたします。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金

イ 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金は、発電場所ごとに30分ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量にロの再生可能エネルギー電気特定卸供給料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計額を当社の託送供給等約款18（料金）(1)ロに定める料金算定日ごとに合計して算定いたします。

ロ 再生可能エネルギー電気特定卸供給料金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第22条に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

なお、非常変災等の理由によって、電気事業法施行規則第1条第2項第6号に規定するスポット市場を利用できない場合の再生可能エネルギー電気特定卸供給料金単価は、再生可能エネルギー電気特定卸供給の実施日が祝日等以外の場合は、スポット市場を利用できた直前の祝日等以外の同じ曜日、祝日等の場合は、直前の日曜日の当該時間帯における回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額といたします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金

イ 再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金は、30分ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量にロの再生可能エネルギー電気任意卸供給料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ロ 再生可能エネルギー電気任意卸供給料金単価は、再生可能エネルギー電気任意卸供給の実施日が祝日等以外の場合は、スポット市場を利用できた直前の祝日等以外の同じ曜日、祝日等の場合は、直前の日曜日の当該時間帯における回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額といたします。

IV 料金の算定および支払い

15 料金の適用開始の時期

料金は、10（再生可能エネルギー電気卸供給の開始）(1)に定める再生可能エネルギー電気卸供給の開始日から適用いたします。ただし、10（再生可能エネルギー電気卸供給の開始）(2)により再生可能エネルギー電気卸供給の開始日を変更した場合は、変更後の再生可能エネルギー電気卸供給の開始日から適用いたします。

16 料金の算定期間

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金の算定期間は、次によります。

イ 当社の託送供給等約款 29（料金の算定期間）(1)イに定める検針期間といたします。ただし、各卸供給地点について、再生可能エネルギー電気特定卸供給を開始し、または再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ 当社の託送供給等約款 29（料金の算定期間）(1)ロに定める計量日にもとづき発電量調整受電電力量を計量する場合は、イにかかわらず、当社の託送供給等約款 29（料金の算定期間）(1)ロに定める計量期間といたします。ただし、各卸供給地点について、再生可能エネルギー電気特定卸供給を開始し、または再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金の算定期間は、毎月 1 日から当該月末日までの期間といたします。ただし、再生可能エネルギー電気任意卸供給を開始し、または再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の 1 日から消滅日の前日までの期間といたします。

17 再生可能エネルギー電気卸供給電力量の算定

再生可能エネルギー電気卸供給電力量は、次のとおりといたします。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合

再生可能エネルギー電気卸供給電力量は、卸供給地点に係る30分ごとの電力量で、発電量調整受電電力量といたします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合

再生可能エネルギー電気卸供給電力量は、原則として、30分ごとに、次の式により算定された値と契約者が希望する再生可能エネルギー電気卸供給電力を2で除した値のうち、いずれか小さい値といたします。

なお、22（再生可能エネルギー電気卸供給の実施）(2)ロまたは23（再生可能エネルギー電気卸供給の制限または中止）により変更された場合には、変更後の値を30分ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量といたします。

$$\begin{array}{l} \text{再生可能エネルギー電気任意卸} \\ \text{供給に係る発電者から受電する} \\ \text{電力量の計画値の合計} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{契約者が希望する再生可能エネルギー} \\ \text{電気卸供給電力} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{すべての契約者が希望する再生可能エネルギー} \\ \text{電気卸供給電力の合計} \end{array}}$$

18 料金の算定

料金は、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

19 支払義務の発生および支払期日

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る卸供給地点ごとの料金の支払義務は、当社の託送供給等約款 18（料金）(1)ロに定める料金算定日に発生いたします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金の支払義務は、料金の算定期間の翌月1日に発生いたします。ただし、再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合は消滅日といたします。

(3) 料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

イ 31（解約等）により解約となった場合

ロ 契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始

もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがある
と当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

(4) 契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり
といたします。

イ 契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払
義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期
日を超過していない料金に限ります。）については、契約者が(3)イからへまで
のいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、契約
者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日
から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日
目を支払期日といたします。

ロ 契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降
に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7
日目を支払期日といたします。

20 料金その他の支払方法

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金その他についてはそのつど、再
生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金については毎月、当社が指定した金
融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。

(2) (1)の当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、契約者がその
金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

(3) 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支
払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年1
0パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたし
ます。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を

支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

(4) 契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

21 保証金

(1) 当社は、料金の支払いの延滞があった契約者、または新たに再生可能エネルギー電気卸供給を開始される契約者から、再生可能エネルギー電気卸供給の開始もしくは再開に先だって、または再生可能エネルギー電気卸供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

(2) 保証金の預かり期間は、2年以内で設定いたします。

(3) 当社は、再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

(4) 当社は、保証金について利息を付しません。

(5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 供 給

22 再生可能エネルギー電気卸供給の実施

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合

当社は、契約者が特定した発電者に係る卸供給地点において、当社が当社との特定契約にもとづいて受電した電気の全量を、契約者に供給いたします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合

イ 当社は、30分ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量を、原則として、再生可能エネルギー電気任意卸供給実施日の前日の午前10時までに契約者に通知いたします。

なお、必要に応じて再生可能エネルギー電気卸供給電力量の決定に必要なとなる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

ロ 契約者がイで通知された再生可能エネルギー電気卸供給電力量をやむをえない理由によって変更する必要がある場合（原則として、通知された再生可能エネルギー電気卸供給電力量を減少させる場合に限りです。）には、原則として、再生可能エネルギー電気任意卸供給実施日の前日の午前11時までに当社に通知していただきます。

23 再生可能エネルギー電気卸供給の制限または中止

当社は、電気の需給上または保安上必要がある場合および発電者の発電設備に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電を制限し、もしくは中止した場合には、再生可能エネルギー電気卸供給を制限し、または中止することがあります。

なお、この場合、当社は、あらかじめその旨を契約者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

24 再生可能エネルギー電気卸供給の停止

(1) 契約者が当社の託送供給等約款46（託送供給等の停止）により発電量調整供給または接続供給を停止された場合には、当社は、再生可能エネルギー電気卸供給を停止することがあります。

(2) 契約者が7（契約の要件）を欠くに至った場合で、当社が契約者にその旨を警告しても改めないときには、当社は、再生可能エネルギー電気卸供給を停止する

ことがあります。

- (3) 契約者がその他この約款に反した場合には、当社は、再生可能エネルギー電気卸供給を停止することがあります。

25 再生可能エネルギー電気卸供給の停止の解除

24（再生可能エネルギー電気卸供給の停止）によって再生可能エネルギー電気卸供給を停止した場合で、契約者がその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに再生可能エネルギー電気卸供給を再開いたします。

26 違約金

- (1) 契約者が不正に再生可能エネルギー電気卸供給を受けた場合には、当社はその不正に再生可能エネルギー電気卸供給を受けた期間の料金の3倍に相当する金額を、違約金として契約者から申し受けます。
- (2) 不正に再生可能エネルギー電気卸供給を受けた期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

27 損害賠償の免責

- (1) 10（再生可能エネルギー電気卸供給の開始）(2)によって再生可能エネルギー電気卸供給の開始日を変更した場合、23（再生可能エネルギー電気卸供給の制限または中止）によって再生可能エネルギー電気卸供給を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者または発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 24（再生可能エネルギー電気卸供給の停止）によって再生可能エネルギー電気卸供給を停止した場合または31（解約等）によって再生可能エネルギー電気卸供給契約を解約した場合には、当社は、契約者または発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

VI 契約の変更および終了

28 契約の変更

再生可能エネルギー電気卸供給契約の内容に変更が生じる場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに再生可能エネルギー電気卸供給契約を希望される場合に準じて、再生可能エネルギー電気卸供給契約を変更するものとし、すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお、契約者の希望する再生可能エネルギー電気卸供給電力の変更は、原則として、1月につき1回に限ります。

29 名義の変更

合併その他の原因によって、新たな契約者が、それまで再生可能エネルギー電気卸供給を受けていた契約者の当社に対する再生可能エネルギー電気卸供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き再生可能エネルギー電気卸供給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、新たな契約者は、その旨を当社へ文書（当社所定の様式によります。）により申し出ていただきます。

なお、再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合は、7（契約の要件）(1)イに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。

30 契約の廃止

- (1) 契約者が再生可能エネルギー電気卸供給契約を廃止しようとする場合は、契約者は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 再生可能エネルギー電気卸供給契約は、31（解約等）および当社が契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合を除き、契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。なお、当社が契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅したものといたします。

31 解約等

当社は、次の場合には、再生可能エネルギー電気卸供給契約を解約することがあ

ります。

なお、この場合には、その旨を文書により契約者にお知らせいたします。

また、再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合は、その旨を文書等により発電者にお知らせすることがあります。

- (1) 24（再生可能エネルギー電気卸供給の停止）によって再生可能エネルギー電気卸供給を停止し、契約者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合
 - イ 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ロ 他の再生可能エネルギー電気卸供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (3) 契約者と当社との発電量調整供給契約または接続供給契約を消滅した場合
- (4) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合で、契約者が7（契約の要件）(1)イに定める要件を満たさないことが明らかとなるとき。

32 契約消滅後の債権債務関係

再生可能エネルギー電気卸供給契約期間中の料金その他の債権債務は、再生可能エネルギー電気卸供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

附 則

実施期日

この約款は、2020年4月1日から実施いたします。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する
特別措置法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 変更前の再生可能エネルギー電気卸供給約款

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

当社はこのたび、送配電部門の法的分離を行なうにあたり、電気事業法第11条第1項の規定にもとづき、2020年4月1日に一般送配電事業者の地位を北陸電力送配電株式会社に承継することといたしました。

つきましては、当該内容を反映すべく、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第1項の規定にもとづき、ここに再生可能エネルギー電気卸供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 変更前の再生可能エネルギー電気卸供給約款

再生可能エネルギー電気卸供給約款

平成29年4月1日実施

北陸電力株式会社
△

再生可能エネルギー電気卸供給約款

目 次

I	総 則	1
1	適用	1
2	再生可能エネルギー電気卸供給約款の届出および変更	1
3	定義	2
4	再生可能エネルギー電気卸供給に関する取扱い	3
5	単位および端数処理	3
6	実施細目	4
II	契約の申込み	5
7	契約の要件	5
8	契約の申込み	5
9	契約の成立および契約期間	6
10	再生可能エネルギー電気卸供給の開始	6
11	契約の単位	6
12	承諾の限界	7
13	契約書の作成	7
III	料 金	8
14	料金	8
IV	料金の算定および支払い	9
15	料金の適用開始の時期	9
16	料金の算定期間	9
17	再生可能エネルギー電気卸供給電力量の算定	9
18	料金の算定	10
19	支払義務の発生および支払期日	10
20	料金その他の支払方法	11
21	保証金	12

V	供	給		13
2 2	再生可能エネルギー電気卸供給の実施		13	
2 3	再生可能エネルギー電気卸供給の制限または中止		13	
2 4	再生可能エネルギー電気卸供給の停止		13	
2 5	再生可能エネルギー電気卸供給の停止の解除		14	
2 6	違約金		14	
2 7	損害賠償の免責		14	
VI	契約の変更および終了		15	
2 8	契約の変更		15	
2 9	名義の変更		15	
3 0	契約の廃止		15	
3 1	解約等		15	
3 2	契約消滅後の債権債務関係		16	
	附	則		17

I 総 則

1 適用

当社が、契約者に対し、小売電気事業の用に供するための再生可能エネルギー電気卸供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、この再生可能エネルギー電気卸供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお、この約款において再生可能エネルギー電気卸供給とは、次の再生可能エネルギー電気特定卸供給および再生可能エネルギー電気任意卸供給をいいます。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給

契約者が発電者を特定した卸供給を希望される場合に、当社が維持および運用する供給設備（離島供給の用に供する供給設備を除きます。）を介して、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第17条第1項第2号に定める方法により、当社との再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）にもとづき調達を行なう再生可能エネルギー電気を契約者に供給することをいいます。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給

非常変災等の理由によって、当社が、電気事業法施行規則第1条第2項第6号に規定するスポット市場を利用できない場合で、かつ、契約者が発電者を特定しない卸供給を希望されるときに、当社が維持および運用する供給設備（離島供給の用に供する供給設備を除きます。）を介して、再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項第2号に定める方法により、当社との特定契約にもとづき調達を行なう再生可能エネルギー電気を契約者に供給することをいいます。

2 再生可能エネルギー電気卸供給約款の届出および変更

(1) この約款は、再生可能エネルギー特別措置法附則第16条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合には、料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の再生可能エネルギー電気卸供給約款によります。

3 定義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契約者

この約款にもとづいて当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する者をいいます。

(2) 発電者

当社と特定契約を締結する者をいいます。

(3) 発電契約者

当社の託送供給等約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

(4) 発電量調整供給

当社の託送供給等約款にもとづき、当社が発電契約者から、当社が行なう託送供給に係る小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、発電契約者に、発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

(5) 発電量調整受電電力量

当社の託送供給等約款にもとづき、発電場所において、当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の量をいいます。

(6) 発電場所

発電者が、当社との特定契約にもとづき再生可能エネルギー電気を発電する場所をいいます。

(7) 卸供給地点

再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合は、当社が、再生可能エネルギー電気卸供給に係る電気を契約者に供給する地点で、当社が、契約者が特定する発電者に係る発電場所において発電者から当社との特定契約にもとづき再生可能エネルギー電気を受電する地点をいいます。

再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合は、当社が、再生可能エネルギー電気卸供給に係る電気を契約者に供給する地点をいい、契約者が、当社と当社の託送供給等約款にもとづき締結する接続供給契約の受電地点と同じ地点とみなすものといたします。

(8) 再生可能エネルギー電気卸供給電力

再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合で、卸供給地点において、当社が契約者に供給する再生可能エネルギー電気卸供給に係る電気の最大電力をいいます。

(9) 再生可能エネルギー電気卸供給電力量

卸供給地点において、当社が契約者に供給する再生可能エネルギー電気卸供給に係る電気の電力量をいいます。

(10) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(11) 祝日等

日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

4 再生可能エネルギー電気卸供給に関する取扱い

当社は、とくに必要となる場合を除き、当社の専用窓口を通じて、この約款の実施取扱いをいたします。この場合、当社は、再生可能エネルギー電気卸供給の申込みおよび実施に際して得た情報については、再生可能エネルギー電気卸供給または当社の託送供給等約款にもとづく託送供給もしくは電力量調整供給を実施する目的以外に使用いたしません。

5 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 再生可能エネルギー電気卸供給電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 再生可能エネルギー電気卸供給電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合で、低圧で卸供給するときの30分ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量の単位は、最小位までといたします。

(3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

6 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、そのつど契約者と当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

7 契約の要件

契約者が再生可能エネルギー電気卸供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給契約を希望される場合

- イ 当社が契約者に行なう再生可能エネルギー電気特定卸供給について、契約者が特定する発電者が承諾すること。
- ロ 契約者が、当社と当社の託送供給等約款にもとづき、発電量調整供給契約を締結すること。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給契約を希望される場合

- イ 契約者が、当社と当社の託送供給等約款にもとづき接続供給契約を締結すること。
- ロ 契約者が希望する再生可能エネルギー電気卸供給電力が、原則として、契約者が、当社と当社の託送供給等約款にもとづき締結する接続供給契約の年間計画における接続対象電力の最大値をこえないこと。

8 契約の申込み

契約者が新たに再生可能エネルギー電気卸供給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合

- イ 契約者の名称
- ロ 再生可能エネルギー電気卸供給の開始希望日
- ハ 再生可能エネルギー電気の調達を希望する発電者の名称、発電場所および卸供給地点
- ニ 7（契約の要件）(1)イに定める要件を満たすことを証明する文書
- ホ 連絡体制

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合

- イ 契約者の名称
- ロ 希望される再生可能エネルギー電気卸供給電力

ハ 再生可能エネルギー電気卸供給の開始希望日

ニ 連絡体制

9 契約の成立および契約期間

(1) 再生可能エネルギー電気卸供給契約は、再生可能エネルギー電気卸供給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、再生可能エネルギー電気卸供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって再生可能エネルギー電気卸供給契約の消滅または変更がない場合は、再生可能エネルギー電気卸供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合は、契約者が特定する発電者と当社との特定契約の調達期間をこえないものといたします。

10 再生可能エネルギー電気卸供給の開始

(1) 当社は、再生可能エネルギー電気卸供給契約の申込みを承諾したときには、契約者と協議のうえ再生可能エネルギー電気卸供給の開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに再生可能エネルギー電気卸供給を開始いたします。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉、発電者との特定契約の締結等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた再生可能エネルギー電気卸供給の開始日に再生可能エネルギー電気卸供給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由を契約者にお知らせし、あらためて契約者と協議のうえ、再生可能エネルギー電気卸供給の開始日を定めて再生可能エネルギー電気卸供給を開始いたします。

11 契約の単位

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合

当社は、あらかじめ定めた発電場所および卸供給地点について、1再生可能エネルギー電気卸供給契約を結びます。この場合、それぞれの発電場所および卸供給地点は1再生可能エネルギー電気卸供給契約および1発電量調整供給契約に属

するものとし、また、当社は、1 契約者に対して1 再生可能エネルギー電気卸供給契約を結びます。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合

当社は、1 契約者に対して1 再生可能エネルギー電気卸供給契約を結びます。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む当社の託送供給等約款にもとづく接続供給契約または発電量調整供給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、再生可能エネルギー電気卸供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由を契約者にお知らせいたします。

13 契約書の作成

当社は、契約者との間で、原則として再生可能エネルギー電気卸供給の開始前に、再生可能エネルギー電気卸供給に関する必要な事項について、契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。

Ⅲ 料 金

14 料金

料金は、以下のとおりといたします。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金

イ 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金は、発電場所ごとに30分ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量にロの再生可能エネルギー電気特定卸供給料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計額を当社の託送供給等約款18（料金）(1)ロに定める料金算定日ごとに合計して算定いたします。

ロ 再生可能エネルギー電気特定卸供給料金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第22条に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

なお、非常変災等の理由によって、電気事業法施行規則第1条第2項第6号に規定するスポット市場を利用できない場合の再生可能エネルギー電気特定卸供給料金単価は、再生可能エネルギー電気特定卸供給の実施日が祝日等以外の場合は、スポット市場を利用できた直前の祝日等以外の同じ曜日、祝日等の場合は、直前の日曜日の当該時間帯における回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額といたします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金

イ 再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金は、30分ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量にロの再生可能エネルギー電気任意卸供給料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ロ 再生可能エネルギー電気任意卸供給料金単価は、再生可能エネルギー電気任意卸供給の実施日が祝日等以外の場合は、スポット市場を利用できた直前の祝日等以外の同じ曜日、祝日等の場合は、直前の日曜日の当該時間帯における回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額といたします。

IV 料金の算定および支払い

15 料金の適用開始の時期

料金は、10（再生可能エネルギー電気卸供給の開始）(1)に定める再生可能エネルギー電気卸供給の開始日から適用いたします。ただし、10（再生可能エネルギー電気卸供給の開始）(2)により再生可能エネルギー電気卸供給の開始日を変更した場合は、変更後の再生可能エネルギー電気卸供給の開始日から適用いたします。

16 料金の算定期間

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金の算定期間は、次によります。

イ 当社の託送供給等約款 29（料金の算定期間）(1)イに定める検針期間といたします。ただし、各卸供給地点について、再生可能エネルギー電気特定卸供給を開始し、または再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ 当社の託送供給等約款 29（料金の算定期間）(1)ロに定める計量日にもとづき発電量調整受電電力量を計量する場合は、イにかかわらず、当社の託送供給等約款 29（料金の算定期間）(1)ロに定める計量期間といたします。ただし、各卸供給地点について、再生可能エネルギー電気特定卸供給を開始し、または再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金の算定期間は、毎月 1 日から当該月末日までの期間といたします。ただし、再生可能エネルギー電気任意卸供給を開始し、または再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の 1 日から消滅日の前日までの期間といたします。

17 再生可能エネルギー電気卸供給電力量の算定

再生可能エネルギー電気卸供給電力量は、次のとおりといたします。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合

再生可能エネルギー電気卸供給電力量は、卸供給地点に係る 30 分ごとの電力量で、発電量調整受電電力量といたします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合

再生可能エネルギー電気卸供給電力量は、原則として、30 分ごとに、次の式により算定された値と契約者が希望する再生可能エネルギー電気卸供給電力を 2 で除した値のうち、いずれか小さい値といたします。

なお、22（再生可能エネルギー電気卸供給の実施）(2)ロまたは 23（再生可能エネルギー電気卸供給の制限または中止）により変更された場合には、変更後の値を 30 分ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量といたします。

再生可能エネルギー電気任意卸
供給に係る発電者から受電する
電力量の計画値の合計

×

契約者が希望する再生可能エネルギー
電気卸供給電力

すべての契約者が希望する再生可能エネルギー
電気卸供給電力の合計

18 料金の算定

料金は、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

19 支払義務の発生および支払期日

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る卸供給地点ごとの料金の支払義務は、当社の託送供給等約款 18（料金）(1)ロに定める料金算定日に発生いたします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金の支払義務は、料金の算定期間の翌月 1 日に発生いたします。ただし、再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合は消滅日といたします。

(3) 料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

イ 31（解約等）により解約となった場合

ロ 契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始

もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがある
と当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

(4) 契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり
といたします。

イ 契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払
義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期
日を超過していない料金に限ります。）については、契約者が(3)イからへまで
のいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、契約
者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日
から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日
目を支払期日といたします。

ロ 契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降
に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7
日目を支払期日といたします。

20 料金その他の支払方法

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金その他についてはそのつど、再
生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金については毎月、当社が指定した金
融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。

(2) (1)の当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、契約者がその
金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

(3) 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支
払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年1
0パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたし
ます。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を

支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

(4) 契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

21 保証金

(1) 当社は、料金の支払いの延滞があった契約者、または新たに再生可能エネルギー電気卸供給を開始される契約者から、再生可能エネルギー電気卸供給の開始もしくは再開に先だって、または再生可能エネルギー電気卸供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

(2) 保証金の預かり期間は、2年以内で設定いたします。

(3) 当社は、再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

(4) 当社は、保証金について利息を付しません。

(5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 供 給

22 再生可能エネルギー電気卸供給の実施

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合

当社は、契約者が特定した発電者に係る卸供給地点において、当社が当社との特定契約にもとづいて受電した電気の全量を、契約者に供給いたします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合

イ 当社は、30分ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量を、原則として、再生可能エネルギー電気任意卸供給実施日の前日の午前10時までに契約者に通知いたします。

なお、必要に応じて再生可能エネルギー電気卸供給電力量の決定に必要な事項に関する文書を当社に提出していただきます。

ロ 契約者がイで通知された再生可能エネルギー電気卸供給電力量をやむをえない理由によって変更する必要がある場合（原則として、通知された再生可能エネルギー電気卸供給電力量を減少させる場合に限りです。）には、原則として、再生可能エネルギー電気任意卸供給実施日の前日の午前11時までに当社に通知していただきます。

23 再生可能エネルギー電気卸供給の制限または中止

当社は、電気の需給上または保安上必要がある場合および発電者の発電設備に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電を制限し、もしくは中止した場合には、再生可能エネルギー電気卸供給を制限し、または中止することがあります。

なお、この場合、当社は、あらかじめその旨を契約者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

24 再生可能エネルギー電気卸供給の停止

(1) 契約者が当社の託送供給等約款46（託送供給等の停止）により発電量調整供給または接続供給を停止された場合には、当社は、再生可能エネルギー電気卸供給を停止することがあります。

(2) 契約者が7（契約の要件）を欠くに至った場合で、当社が契約者にその旨を警告しても改めないときには、当社は、再生可能エネルギー電気卸供給を停止する

ことがあります。

- (3) 契約者がその他この約款に反した場合には、当社は、再生可能エネルギー電気卸供給を停止することがあります。

25 再生可能エネルギー電気卸供給の停止の解除

24（再生可能エネルギー電気卸供給の停止）によって再生可能エネルギー電気卸供給を停止した場合で、契約者がその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに再生可能エネルギー電気卸供給を再開いたします。

26 違約金

- (1) 契約者が不正に再生可能エネルギー電気卸供給を受けた場合には、当社はその不正に再生可能エネルギー電気卸供給を受けた期間の料金の3倍に相当する金額を、違約金として契約者から申し受けます。
- (2) 不正に再生可能エネルギー電気卸供給を受けた期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

27 損害賠償の免責

- (1) 10（再生可能エネルギー電気卸供給の開始）(2)によって再生可能エネルギー電気卸供給の開始日を変更した場合、23（再生可能エネルギー電気卸供給の制限または中止）によって再生可能エネルギー電気卸供給を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者または発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 24（再生可能エネルギー電気卸供給の停止）によって再生可能エネルギー電気卸供給を停止した場合または31（解約等）によって再生可能エネルギー電気卸供給契約を解約した場合には、当社は、契約者または発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

VI 契約の変更および終了

28 契約の変更

再生可能エネルギー電気卸供給契約の内容に変更が生じる場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに再生可能エネルギー電気卸供給契約を希望される場合に準じて、再生可能エネルギー電気卸供給契約を変更するものとし、すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお、契約者の希望する再生可能エネルギー電気卸供給電力の変更は、原則として、1月につき1回に限ります。

29 名義の変更

合併その他の原因によって、新たな契約者が、それまで再生可能エネルギー電気卸供給を受けていた契約者の当社に対する再生可能エネルギー電気卸供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き再生可能エネルギー電気卸供給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、新たな契約者は、その旨を当社へ文書（当社所定の様式によります。）により申し出ていただきます。

なお、再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合は、7（契約の要件）(1)イに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。

30 契約の廃止

- (1) 契約者が再生可能エネルギー電気卸供給契約を廃止しようとする場合は、契約者は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 再生可能エネルギー電気卸供給契約は、31（解約等）および当社が契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合を除き、契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。なお、当社が契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅したものといたします。

31 解約等

当社は、次の場合には、再生可能エネルギー電気卸供給契約を解約することがあ

ります。

なお、この場合には、その旨を文書により契約者にお知らせいたします。

また、再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合は、その旨を文書等により発電者にお知らせすることがあります。

- (1) 24（再生可能エネルギー電気卸供給の停止）によって再生可能エネルギー電気卸供給を停止し、契約者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合
 - イ 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ロ 他の再生可能エネルギー電気卸供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (3) 契約者と当社との発電量調整供給契約または接続供給契約を消滅した場合
- (4) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合で、契約者が7（契約の要件）(1)イに定める要件を満たさないことが明らかとなるとき。

32 契約消滅後の債権債務関係

再生可能エネルギー電気卸供給契約期間中の料金その他の債権債務は、再生可能エネルギー電気卸供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

附 則

実施期日

この約款は、平成29年4月1日から実施いたします。